

周南市上下水道局工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市上下水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の透明性の向上を図るため、積算内訳の公表について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 設計金額が130万円を超える工事で競争入札に付するものを対象とする。

(公表内容)

第3条 予定価格の算出に用いた積算内訳を次の各号に掲げるとおり公表するものとする。

- (1) 建築工事関係 設計書表紙、工事概要、工事内訳書、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳
- (2) 前号以外 設計書表紙、工事概要及び本工事費内訳表（新土木工事積算大系の工事工種体系における「種別（レベル3）」又は「種別（レベル3）に相当するレベル」）

(公表場所)

第4条 入札監理担当課とする。

(公表の時期及び期間)

第5条 請負契約を締結した日から1年間とする。

(公表の方法)

第6条 閲覧方式とする。

(閲覧時間)

第7条 平日の午前9時から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(閲覧の手続き)

第8条 閲覧しようとする者は、積算内訳閲覧申請簿（別記様式第1号）に必要事項を記入して承認を得て行うものとする。

(その他)

第9条 この要領による積算内訳の公表については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定に基づく情報公開請求を排除するものではない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行し、施行の日以後に契約する工事の積算内訳の公表について適用する。ただし、附則第2項は、施行の日以後に公告する入札について適用する。
- 2 周南市上下水道局建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「周南市が」を削り、「周南市工事積算内訳公表要領」を「周南市上下水道局工事積算内訳公表要領」に改める。

